

2011年8月1日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 「三井住友・グローバル・リート・プラス」信託約款の変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資頂いております弊社の投資信託について、下記のとおり信託約款の変更を実施させていただく予定ですのでお知らせいたします。

お手数ですが、この書面をお読みになり、内容を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

敬具

記

### ：信託約款の変更を行う投資信託の名称

三井住友・グローバル・リート・プラス

### ：信託約款の変更の概要

#### 1. 信託約款の変更内容

運用指図に関する権限の委託先を以下のとおり、変更いたします。

	変更前	変更後
資金配分(マザーファンドの配分比率及び為替取引を含む)	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ
REIT および株式の運用指図に関する権限	フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク	
	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド	

#### 2. 信託約款の変更理由

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・グループ(以下「BNPPIPGグループ」といいます。)の組織再編に伴い、運用の委託先をBNPPIPGグループの3拠点(BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ(以下「BNPP(オランダ)」)といいます。)フォルティス・インベストメント・マネジメント・ユーエスエー・インク、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド)からBNPP(オランダ)へ変更することに伴い、所要の手続きを行うものです。なお、運用の委託先の変更後も現状の運用方針は維持され、商品性に変更はございません。

約款変更が成立した場合の運用の委託先のイメージは、後記<ご参考>をご覧ください。

#### 3. 信託約款変更予定日および変更適用予定日

変更日：2011年9月9日

変更適用日：2011年10月1日

#### 4. 異議申立手続等

この約款変更に関して異議のある受益者は、2011年8月1日から2011年9月1日までに、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。上記期間内に、異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が2011年8月1日の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2011年9月9日に約款変更を行います（約款変更適用日は2011年10月1日です）。

この場合、異議のお申出をされた受益者は、2011年9月9日から2011年9月28日までの間に、ご自身のファンドの受益権を、公正な価額で信託財産をもって買い取るよう受託会社に請求することができます。

##### <補足説明>

##### 【1. 異議申立結果と約款変更について】

上記のとおり、異議の申し出のあった受益者の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えない場合に約款変更が行われます。2分の1を超えた場合は、約款変更は行わず、約款変更を行わない旨を公告し、また、受益者の皆さまに書面でお知らせします。

##### 【2. 買取請求について】

この約款変更が予定とおり行われることとなった場合、異議を申し立てられた受益者は、弊社より別途ご案内する方法により、ご自身のファンドの受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。（異議を申し立てられた場合であっても買取請求をしなければならないものではありません。）

その際の買取価額は、受益者からの買取請求の必要書類を受託会社が受理した日を、信託の一部解約の請求受付日として、当該一部解約に準じて計算される解約価額とさせていただきます。

なお、課税対象額がある場合には税額が差し引かれます。また、受託会社より買取り代金をお支払いする際に、振込手数料等の費用が差し引かれます。

## : 異議申立の方法

前記の信託約款の変更に関してご異議のある受益者は、弊社に対し書面をもってその旨をお申し出ください。

（異議がない場合は書面の送付等は不要です。）

<b>異議申立期間</b>	2011年8月1日から2011年9月1日まで （ご注意）異議申立は、2011年9月1日弊社到着分までを有効とさせていただきます。
<b>書面の記載内容</b>	次の～を記載してください。 住所、氏名（署名、捺印）、電話番号（日中連絡先）、ファンド名、取扱販売会社名、取引店、口座番号*、約款変更について反対する旨 *ファンドに関し、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取引店、口座番号をご記入ください。 上記の記載内容に不備がある場合には、ご異議の申立を受けできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
<b>書面の送付先</b>	〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階 三井住友アセットマネジメント株式会社 ディスクロージャー部「約款変更」係

## : 個人情報取得の目的および取扱販売会社への提供

弊社が取得する、異議を申し立てられる受益者に関する個人情報（異議申立書等の書類に記載された一切の個人情報を含みます。）は、異議を申し立てられた受益者の受益権の合計口数の確認のために必要な範囲で利用します。弊社はかかる情報を、受益権の口数等の確認を行う目的のため取扱販売会社に対して提供します。

## **: 本件に関するお問い合わせ先**

本件に関してご不明な点は下記にお問い合わせください。

**フリーダイヤル 0120-88-2976**

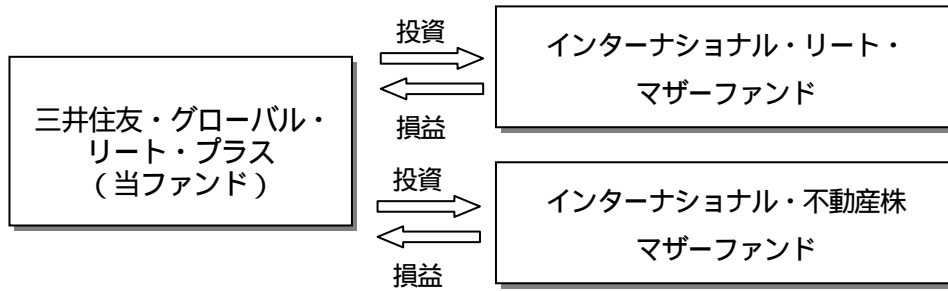
三井住友アセットマネジメント株式会社

(受付：2011年8月1日から2011年9月1日までの営業日の9:00～17:00)

以上

<ご参考>

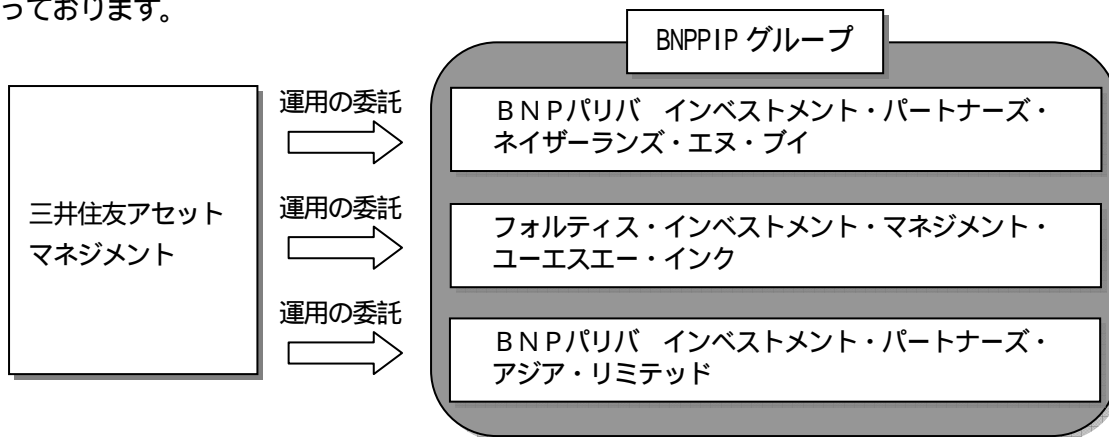
当ファンドの運用の仕組み



運用指図に関する権限の委託先およびその内容

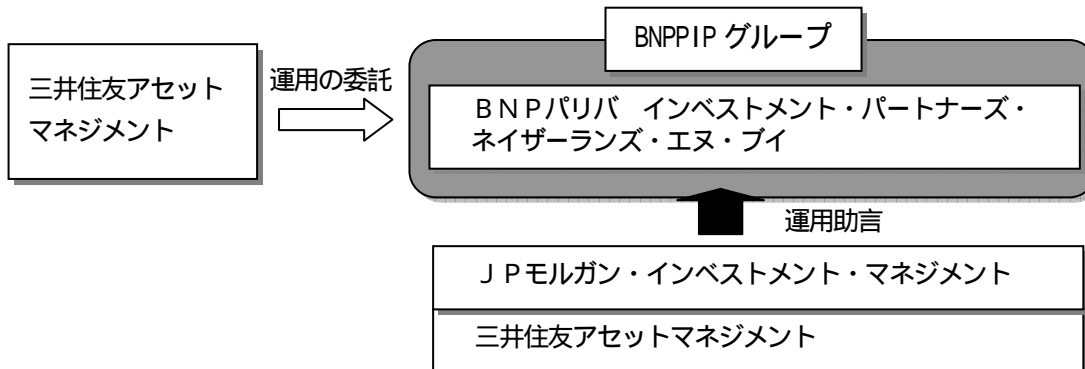
[変更前]

当ファンドおよび各マザーファンドの運用指図に関する権限を BNPPIP グループの3 拠点への運用の委託を行っております。



[変更後]

BNPPIP グループの組織再編に伴い、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ネイザーランズ・エヌ・ブイ (BNPP (オランダ)) のみに運用の委託先を変更します。また、リート (不動産株を含む) が地域性の高い資産クラスであるという特性を踏まえ、各国・地域のきめ細かいリサーチを実施することが、良好なリターンを獲得するための重要なプロセスであると考え、北米地域の銘柄選定についてはJP モルガン・インベストメント・マネジメント・インクが、アジア・オセアニア地域 (日本を含む) の銘柄選定については弊社が、それぞれBNPP (オランダ) に運用助言を行い運用力のさらなる強化を目指します。なお、変更後もBNPPIP グループへの運用の委託である点には変更ございません。



以上